

令和元年分確定申告(所得税・贈与税・消費税)の申告・納付期限は、4月16日(木)となりました

- **令和元年分の還付申告**については、5年間申告することが可能であり、**令和6年12月31日まで**申告することが可能です。
- パソコンやスマートフォンをお持ちの方であれば、マイナンバーカードや税務署で発行するID・パスワードにより、自宅等からe-Taxを利用して申告できます。

※ e-Taxをご利用いただけない場合には、国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」で作成いただいた申告書をプリントアウトの上、郵送等で提出していただくことも可能です。

詳細については、『国税庁ホームページ』をご覧ください。

<http://www.nta.go.jp>

国税庁

検索

